

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会2月総会

日 時 令和4年2月25日（金）午後2時00分 開議

場 所 窪川四万十会館 多目的室

日 程

- 第1 指定第25号 会期の決定について
- 第2 指定第26号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第24号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第26号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第51号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第9 議案第54号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第55号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 第11 議案第56号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第12 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 欠席 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 欠席 | 21. 欠席 | 22. 欠席 | 23. 欠席 | 24. 欠席 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 欠席 | 28. 欠席 | 29. 欠席 |
| 30. 欠席 | 31. 欠席 | 32. 欠席 | 33. 欠席 | 34. 欠席 |
| 35. 欠席 | 36. 欠席 | 37. 欠席 | 38. 欠席 | 39. 欠席 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 7. 浜田大彰 | 10. 東出一茂 | 20. 中城康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 |
| 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 | 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 |
| 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 |
| 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 |
| 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 | | | |

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。2月に入りまして、中心部の所に行きますと少し暖かくなったなという時期になるのですが、今年はなかなかならず、昨日今日は比較的暖かい、こんな状況が続いたらと思っています。今年は日本海側を中心に大変雪が多いですが、幸いにも太平洋側の四万十町では、ちらつく程度で大雪が積もることはありませんでしたが、曇天も多く寒い2月だったと思います。

2月に入りまして、コロナが全国的にも感染者が増えまして2月5日には10万人を超えました。高知県でも10日頃に300人越え、12日から3月6日までまん延防止等重点措置がとられている状況となっております。その措置に従いまして、2月10日に臨時議会がありました。我々農業委員会も出席する予定でしたが、事務局も私も欠席してくれということで、人数の調整をしました。そんな事を考えまして、役員会で話し合った結果、推進委員さんも入れますと50人規模になりますので、我々農業委員会も縮小して農業委員だけで、推進委員には欠席していただくことになりました。来月は、全員揃って出来ればいいなと思います。

鳥取県湯梨浜町の農業委員会が21日に視察するようになっていきましたが、これもコロナの拡大で中止となりました。

3月に入りますと、昨日今日のように少しずつ暖かくなりコロナも少しずつでも収まってくれるのではないかという予想もあります。3月に入ると農作業等も忙しくなるとお思いますので、お体には気を付けて頑張ってくださいと思います。

議長

ただ今から、令和3年度四万十町農業委員会2月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。通常であれば憲章朗読を行うところですが、今回は省かせていただきます。

議長

本日の会議に、7番浜田大彰委員、10番東出一茂委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第25号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会2月総会の会期は、令和4年2月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。次に、日程第2、指定第26号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 9 番山本道雄委員と、11 番土居稔委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 24 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 24 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説明します。議案書は、3 ページです。

件数は 2 件ありまして、窪川地域、西部地域それぞれ 1 件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 番から説明します。

土地の所在地、中神ノ川字白王 566 番 1、地目 田、面積 1,811 m²。他 2 筆あり、合計 3 筆 面積 2,190 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 4 年 1 月 22 日です。

窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号 2 について説明いたします。

土地の所在地、大正字竹ノナロ 1545 番、地目、田、面積、1,143 m²。以下 2 筆あり、合計で 3 筆。面積が 3,482 m²です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに令和 4 年 2 月 1 日になります。

こちらは、平成 30 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで利用権設定がされてきました。

農地は、今後新たな借受人と利用権設定を設ける計画です。以上です。

議長 報告第 24 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理作業報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 24 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 25 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 25 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」をご説明いたします。議案書は、4 ページです。

件数につきましては、窪川地域の 1 件になります。

なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、興津字神母野 1236番1、地目、田、面積、917㎡
以下4筆あり、合計5筆で、面積が4,373㎡です。届出日、令和4年1月20日、
届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。
説明は以上となります。

議長 報告第25号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第25号は終わります。

議長 続いて、日程5 報告第26号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第26号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書5ページをご覧ください。

今日は窪川地域から2件です。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。

窪川字平上1140番5、地目、畑、面積、24㎡です。申請地は、平成5年9月から納骨堂が建立されており墓地として利用されています。

令和4年1月13日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の工人為的に転用し既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。

土居字イモフ子312番1、地目、田、面積、2,041㎡です。申請地は、平成10年4月7日付で使用貸借にて転用許可を受け、葉たばこ組合の作業場及び事務所として20年以上使用しています。

令和4年2月8日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の工人為的に転用し既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。
以上です。

議長 報告第26号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第26号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第51号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第51号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。議案書は6ページです。申請地の位置は添付資料の5ページからご覧ください。

件数につきましては8件ありまして窪川地域、西部地域それぞれ4件ずつです。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1からご説明します。

土地の所在地、若井字上ソエゲ市47番16、地目、田、面積659㎡。以下7筆あり、合計8筆、面積8,043㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稲、野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号2、土地の所在地、作屋字桜ノ本479番6、地目、畑、面積878㎡以下1筆あり、合計2筆、面積1,286㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では果樹を栽培する計画となっております。

続いて番号3、土地の所在地、仁井田字牛王ノ本253番2、地目、田、面積369㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稲を栽培する計画となっております。

この件については備考欄に小さく書かせてもらっていますが、12月総会に今回申請農地の北側の農地を同じ譲渡人から取得していますが、もう1筆追加での申請となります。売買額については、前回の売買額に含まれます。

番号4、土地の所在地、志和字黒岩1257番、地目、田、面積696㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地はハウスが建っており、ニラを栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号5、土地の所在地、小野字彦三屋敷1197番、地目、田、面積、518㎡です。以下、1筆あり、合計で1,084㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方要望。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

番号6、土地の所在地、小野字修正田1010番、地目、田、面積、429㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は、今回の申請地を含め達成しています。申請地では、水稲を栽培する予定です。

番号7、土地の所在地、小野字修正田1022番1、地目、田、面積、434㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望。譲受人の下限面積は、今回の申請地を含め達成しています。申請地では、水稲を栽培する予定です。

番号8、土地の所在地、十和川口字井グチ966番、面積、1,044㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が1,628㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望。譲受人の下限面積は、今回の申請地を含め達成しています。申請地では、水稲を栽培する予定です。

以上、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 51 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。3 番 廣井栄治委員。

3 番 番号 1 につきまして、22 日に現地を確認しまして、譲渡人は、入院をされているということで、譲受人より確認をしました。現況は、田、畑であり、農地は効率的に利用されています。譲受人につきましては、年間毎日のように従事しております。贈与を受ける周辺農地への悪影響ないと思われまます。譲渡人は、譲受人の叔母にあたりまして、後継者がいないということで、甥であります譲受人への贈与となったとのことです。譲受人は、地域の担い手でもあり、今回の贈与については何ら問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 番号 2 番の件ですが、27 番市川正司推進委員から報告メモを預かってきていますので、報告したいと思えます。現況は、農地であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しているということです。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。この土地は、水利が悪く水稻を作付けする人がいないので、困っていたのですが、譲受人の家の目の前ということで、そこに柚子を植えるということを聞いています。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番。8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 番号 3 番について説明いたします。前回、上の部分を確認し、1 筆かと思っていたら 2 筆あったそうです。譲受人はそのまま水稻を作るということで問題ないと思えます。

議長 続きまして、番号 4 番。9 番 山本道雄委員。

9 番 32 番 山本奨一委員から報告を受けています。現況は、ニラのハウスであることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。150 日以上農作業に従事しています。取得する農地の周辺には、影響を与えない事を確認しています。

譲渡人は、今後継続して耕作するのが困難なため売買に至ったそうです。譲受人は、地域の担い手でもあり、今後も圃場でハウス栽培を行っていくそうです。

議長 続きまして、担当が一緒ですので 5 番、6 番、7 番。13 番 武内道則委員。

13 番 5 番について説明いたします。23 日に譲受人の方から話を伺って来ました。現況は田であり、周辺農地に迷惑をかけていない事を確認しております。田ですが、この小野集落は、最近用水ポンプの調子が 5、6 年悪くて、5、6 年は水稻を作付

け出来ていない状況です。譲渡人の宅地、農業用倉庫の隣であることで売買の話になったそうです。譲受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手でもあり、家庭菜園で野菜も育てているそうです。問題ないと思います。

6番につきまして、現況は田であり周辺農地に迷惑をかけていない事を確認しています。譲渡人は、町外に住んでいまして、親から農地を相続したわけですが、田舎に戻る予定もないし、維持していくのも困難であると考え親戚にあたる譲受人に売買の相談を持ちかけたそうです。譲受人も、そんなに田んぼは作れないが親戚の相談ということで、今回売買に至ったそうです。

7番につきましては、その話を聞いた反対側の田んぼの方が、うちも買うてほしいと相談に行き、売買に至ったそうです。6番、7番は、通路を挟んで隣同士の田んぼで面積もほぼほぼ一緒ですが、金額が違うのを聞いたら、農地の条件が違うからだそうです。水稻を栽培するそうです。何ら問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、番号8番。14番 吉良榮委員。

14番 36番 上野渡委員に代わりに説明いたします。番号8番について、譲受人から話を聞きました。現況は、田であることを確認しました。譲受人は、農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。これまで通り水稻を栽培するとのこと。周辺農地に悪影響を与えることありません。譲受人と譲渡人の間柄ですが兄弟です。農機具を持たない譲渡人の代わりに、10年以上前からこの田んぼで水稻を栽培していたそうです。譲渡人は、今後も耕作する予定はないということで、今回譲渡することになったそうです。譲受人は、今後も水稻を栽培するとのこと。確認の結果、番号8番の所有権移転は問題ないと判断します。

議長 議案第51号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第51号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第51号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第52号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は9ページです。今月は窪川地域1件、西部地域2件の計3件です。

番号1についてご説明します。添付資料は13、14ページです。申請地は、1筆。土地の所在、窪川字平上1159番、地目、畑、面積、426㎡の内 30.25㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、14ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側及び北側は同意有の農地、東側は原野、南側は宅地となっており、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については西側の赤線より、徒歩にて直接進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。番号2番について説明いたします。

申請地は、1筆です。土地の所在地、下道字ダバ地228番4、地目は畑、面積は210㎡の内21.71㎡です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種と判断しております。

転用計画につきましては、16ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、公衆用道路、同意ありの田と畑のほか、自己所有の畑、宅地、雑種地となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、西側の道を利用し進入します。排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。

関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は、今申請中であることを担当課で確認しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要事業費以上であることを確認しております。

番号3番についてご説明いたします。申請地は、1筆です。土地の所在地、古

城字カツ子 336 番 1、地目は畑、面積は、3,182 m²の内 21.61 m²です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は墓地。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。

転用計画につきましては、18 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、山林、宅地、自己所有農地となっております。土地の造成計画につきましては、60cm ほど切土し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、自己所有農地より直接進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。

関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は、今申請中であることを担当課で確認しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長

議案第 52 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番

担当委員 21 番岡村博品委員の代理で報告させていただきます。2 月 23 日に現地確認と申請人に会って来ました。申請人の自宅裏側の土地で、周辺にある農地、営農に支障をきたす場所ではありません。必要最小限の計画で排水計画も問題ないと思われます。許可があり次第着手することを確認しました。以上、確認の結果、番号 1 の転用は問題ないと判断しました。

議長

続きまして、番号 2 番。18 番 梶原美智委員。

18 番

23 日に現地に行きまして、本人から確認してきました。必要最小限の計画で、周辺にも影響を及ぼさないことを確認しました。排水も土壌に浸透ということを確認しています。許可が出次第すぐにでも着手することを確認しました。問題ないと判断しました。

議長

続きまして、番号 3 番。14 番 吉良榮委員。

14 番

23 日、確認と本人からの聞き取りをしてきました。納骨堂の新設です。現在あるお墓が家から 50m 上の急勾配の山林の中にあります。申請者自身体調も良くなく、家族も高齢になりこのままでは、お墓を守っていくのが困難な状態です。家の近くに納骨堂を作り、これからも先祖をお祀りしていきたいとのことでありました。畑の隅で面積も必要最小限であります。許可を必要とする住宅 1 戸と集会所からも承諾を得ています。隣接する山林は、父親所有でその他周りの土地は本人所有で、雨水などの排水は自然浸透となります。資金面も問題なく、道路からも直接見えることはありません。周辺農地への悪影響もありません。納骨堂新設の工事はすべての許可が下りるまでやらないとの事です。以上、確認の結果、番号 3 番の転用は問題ありません。

議長 議案第 52 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 52 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 52 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 53 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 53 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」をご説明いたします。議案書は 10 ページです。今月は窪川地域が 2 件、西部地域が 1 件の計 3 件です。

まず番号 1 番を説明します。添付資料は 19 ページから 22 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、金上野字ヒビノ木 220 番 4、地目、田、面積、473 m²の農地です。権利事由は、使用貸借権の設定になります。借受人・貸付人は、記載のとおりです。転用目的は一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいます。子供もでき手狭となったことから、新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、20 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、バーベキュースペース等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、西側、北側は貸付人の農地、東側は同意有の農地、南側は町道を挟んで貸付人の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、町道の高さまで約 60 cmの盛土を行い、整地後砂利敷きとします。進入計画については、申請地南側の町道から直接進入します。進入路の取り合わせ工事はありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び北側に勾配をとり排水します。汚水は浄化槽を設置し埋設配管にて河川へ排水、建物雨水についても同様に、樋から埋設配管にて排水します。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1は以上です。

つづきまして、番号2、添付資料は23ページから26ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、南川口字シタヤシキ52番10、地目、田、面積236㎡の農地です。すいません、23ページの位置図に赤丸で申請地を示しておりますが、現況は東側を県道が通っております。住宅地図が古くて申し訳ありません。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが手狭となってきたため、新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。

転用計画につきましては、24ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、家庭菜園等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側と南側は譲渡人の農地、北側は宅地、東側は県道となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、整地のみで、整地後砂利敷きとします。進入計画については、申請地西側の県道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、汚水は浄化槽を設置の上、既存側溝に排水します。樋からの雨水は埋設配管設置の上、既存側溝へ排水します。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。窪川地域の説明は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。番号3について説明いたします。

申請地は、1筆。土地の所在地、広瀬字ウエ畑156番4、地目、畑、面積、105㎡の農地です。

権利事由は、使用貸借権の設定です。貸付人・借受人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在の借り家が手狭になり、新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。

転用計画につきましては、28ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、物干し場等を整備する計画です。周囲の状況は、北側、西側は同意ありの畑、東側、南側は住宅となっております。土地の造成計画につきましては、盛土、切土等はなく整地を行う計画です。進入計画については、現在使用している道から直接進入します。排水計画につきましては、雨水は自然浸透とし、建物の雨水は現在の水路側溝へ勾配を取り排水します。汚水は合併浄化槽の上、既存排水管に接続させ排水します。

資金計画につきましては、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。以上です。

議長 議案第 53 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 20 番中城康子委員より文書を預かっておりますので報告します。2 月 22 日に本人と面会しました。許可があり次第着工したいと言っております。現在 4 人家族で必要最小限の計画で問題ないと考えます。周辺農地は、家族のもので同意もあり問題はありませぬ。排水は、事務局が説明したとおり合併浄化槽を設置し、隣接する谷側に排水することになっています。特に問題ないと思われませぬ。

議長 続きまして、番号 2 番。4 番 小野重明委員。

4 番 昨日、地主と会って話をしてきました。従来は田んぼでしたが、バイパスを建設する時に埋め上げて、畑になったようませぬ。現状は畑でサカキやシキミを植えております。譲受人は、どこかにいい土地がないか探して売買に至ったようませぬ。問題ないと思ひませぬ。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番。14 番 吉良榮委員。

14 番 36 番上野渡委員に代わって説明いたします。番号 3 番について、借受人から話を聞いてきました。借受人は、この畑に隣接する宅地に家を建てる予定で、その宅地だけでは手狭で、今回この畑を転用したいとのことませぬ。許可があり次第着工することを確認してひませぬ。面積も必要最小限の計画で問題ないと思ひませぬ。周辺農地への影響もないことを確認してひませぬ。排水計画については、事務局の説明どおりで特に問題ないと思ひませぬ。以上、確認の結果、番号 3 番の転用は特に問題ないと判断しました。

議長 議案第 53 号について質疑を許します。質疑はありませぬか。
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 3 番の件で、156-1 と 143-1 の所有者の名前が違ひませぬが関係は何ですか。

14 番 143-1 は、譲受人の祖父になります。

議長 他にありませぬか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思ひませぬが、ご異議ござひませぬか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 53 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 53 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案とおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 54 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 54 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 3 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は 13 ページから、添付資料については 32 ページからになります。件数につきましては 18 件で窪川地域が 15 件、西部地域 3 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番から 3 番は設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。

番号 1 番 土地の所在地、見付字柏木 2568 番、地目、田、面積、360 m²です。

番号 2 番 土地の所在地、見付字山口 2423 番、地目、田、面積、1,580 m²。以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 6,369 m²です。

番号 3 番 土地の所在地、金上野字上波瀬ガ小路 975 番、地目、田、面積、1,204 m²。以下 4 筆あり、合計 5 筆。面積 5,325 m²です。すべて設定は更新です。

期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 3 年間です。ネギを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 4 番から 7 番までは設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。

番号 4 番 金上野字堂免 1219 番、地目、田、面積、1,348 m²。以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 4,318 m²です。

番号 5 番 金上野字堂免 1217 番 1、地目、田、面積 1,587 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 2,963 m²です。

番号 6 番 金上野字堂免 1218 番 1、地目、田、面積 1,436 m²。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,685 m²です。

番号 7 番 金上野字堂免 1225 番、地目、田、面積 367 m²です。

設定については、番号 4 番は更新、番号 5 番から 7 番については新規になります。

期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの 1 年です。全筆生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 8 番は設定を受ける者が農地中間管理機構です。

土地の所在地、大井野字屋敷割 644 番 2、地目、田、面積、1,922 m²。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 4,831 m²です。設定は新規です。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日までの 10 年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号 9 番、土地の所在地、東川角字道尻甲 947 番、地目、田、面積、1,391 m²。以下 1 筆あり、合計 2 筆 面積 3,367 m²です。設定は更新です。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで 5 年間です。水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 10 番、土地の所在地、若井川字西ノ前 1752 番、地目、田、面積、2,738 m²。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 3,833 m²です。設定は更新です。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年間 10 か月です。水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 11 番、土地の所在地、天ノ川字中間 394 番、地目、田、面積、1,351 m²です。設定は新規です。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日までの 10 年間です。水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 12 番 13 番は設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。

番号 12 番、土地の所在地、東北ノ川字宮ノ前 911 番、地目、田、面積、1,792 m²。以下 5 筆あり、合計 6 筆、面積 7,761 m²です。

番号 13 番、土地の所在地、東北ノ川字宮ノ前 918 番、地目、田、面積、1,868 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積、3,662 m²です。

全て設定は新規です。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日までの 10 年間です。水稲、生姜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号 14 番 15 番は設定を受ける者が同じになります。まとめて説明します。

番号 14 番、土地の所在地、奈路字荒神ノ元 1331 番、地目、田、面積、2,042 m²です。

番号 15 番、土地の所在地、奈路字荒神ノ元 1332 番、地目、田、面積、1,963 m²です。

全て設定は更新です。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの 1 年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号 16、土地の所在地、弘瀬字ヤナギサコ 438 番 7、地目、畑、面積、3,091 m²です。外 3 筆ありまして、合計 4 筆。面積が 11,909 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 5 年になります。作物は、牧草等を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 17、18 について設定を受けるものが同じ人になりますので、まとめて説明させていただきます。

番号 17、土地の所在地、江師字丸田 841 番、地目、田、面積、1,844 m²です。

番号 18、土地の所在地、江師字柳ノツル井 403 番 1、地目、田、面積、1,289 m²です。外 3 筆ありまして、合計 4 筆。面積が 3,479 m²です。

設定は、番号 17 が新規、番号 18 が更新の設定になります。期間は、どちらも令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 3 年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。西部からは以上です。

議長

議案第 54 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番から 3 番は、設定をうける者が一緒なので一括でお願いします。2 番 掛水誠幸委員。

2 番

番号 20 番中城康子委員より、報告を受けていますので、代理で報告します。

貸出人に 23 日面接及び県外の方もいらっしゃるので電話で連絡を取ったようです。全員更新で問題ないということです。圃場につきましては、綺麗に管理されて新しくネギの作付けを行っています。設定をうける者は、カット野菜販売のためのネギを作っているそうです。夏場には草の茂りがすごく、管理不足な所が見られますので、注意をしておりますという事です。更新でありますし、特にこの件については問題ないと思います。

議長

続きまして、番号 4、5、6、7 一括して。1 番 下元弘章委員。

1 番

4、5、6、7 番について、借受人から確認しました。借受人は、地域の担い手でもあります。内容も利用権設定の計画のとおりで、再設定と新規の両方ありますが、問題ないと思います。現地確認をした時に周辺農地に悪影響を与えるような場所でもありません。作物は主に生姜を作っております。以上です。

議長

続きまして、番号 8 番は中間管理機構なので省きます。番号 9 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番

22 番 西井健夫委員より文書を預かっています。利用権設定につきまして、番号 9 番は、2 月 22 日に聞き取り調査を行ったそうです。更新で特に問題ないそうです。

議長

続きまして、番号 10 番。3 番 廣井栄治委員。

3 番

番号 10 番につきまして、22 日に現地を確認しまして借受人より話を聞いてきました。借受人は、生姜、ニラ、水稻と栽培する専業農家です。認定農業者で地域の担い手でもあります。水稻栽培には加地子が高いように思いまして聞いてみますと、何を栽培してもいいと所有者と相談してこの金額になったようです。再設定でもあり特に問題ないと判断しました。以上です。

議長

続きまして、番号 11 番。4 番 小野重明委員。

4 番

昨日、本人と会って来ました。天ノ川随一の担い手でありまして、現在の面積を尋

ねたら8町5反くらいだそうです。今まで借りて作っていた田んぼも綺麗に管理をされており、別に問題ないと思います。

議長 続きますして、番号12、13を一括でお願いします。6番 下元誠一郎委員。

6番 2月23日に現地を確認してきました。12、13番は設定をうける者が同一人物なので、まとめて説明をさせていただきます。12番の貸出人は、父親、13番の貸出人は祖母です。借受人は、認定農業者ではありませんが、5年くらい前から有機栽培をしているグループと一緒に農作業に従事しています。そろそろ自分でも耕作したいという思いで、今回の利用権設定になったそうです。年間150日以上、農作業に従事しておりますし、周辺農地に悪影響を与えない事を確認していますので、問題ないと思います。

議長 続きますして、番号14、15番は一括でお願いします。9番 山本道雄委員。

9番 30番 澤田憲男委員から伺って来ました。14、15番の設定をうける者が同じなので一緒に説明をさせていただきます。今年まで新規就農者で、今後は認定農業者になっていくそうです。再設定でもあり問題ないと思いますとのことです。

議長 続きますして、番号16番。17番 宮脇眞弓委員。

17番 番号16番について、昨日、借受人に確認してきました。借受人は地域の担い手でもありますし、内容も計画のとおりですし更新で特に問題ないと思います。

議長 続きますして、番号17、18番一括でお願いします。15番 竹内純委員。

15番 17番について先日、貸出人から話を聞いてきました。借受人は、最近認定農業者になったようです。新規ではありますが、特に問題ないと思います。この圃場につきましては、水が噴き出るような田んぼでして、生姜の病気が出なかったら良いかと貸出人が心配をしていました。

続いて、番号18については、更新であり何ら問題ないと思います。以上です。

議長 議案第54号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 54 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 54 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 55 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 55 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。
別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。

議案書は 議案書は 20 ページ、添付資料は 80 ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の 2 件です。

権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、大井野宇屋敷割 644 番 2、地目、田、面積、1,922 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆 面積 4,831 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 14 年 2 月 29 日までです。水稻を栽培する予定です。

続いて番号 2 番、土地の所在地、中村字廣岡 343 番、地目、田、面積、1,791 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 8 年 1 月 3 日までです。生姜を栽培する予定です。こちらは再配分となっております。説明は以上になります。

議長 議案第 55 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。2 番掛水委員。

2 番 担当委員 21 番 岡村博品委員より文書を預かっています。この案件につきましては、議案 54 号に出てきました県農業公社への貸出し物件であります。貸出人は、91 歳で昨年まで自分で耕作をしていましたが、高齢であるために県農業公社を通じて誰かに貸し出してほしいとなったそうです。2 月 23 日に、借受人から確認してきました。圃場は、貸出人が昨年まで耕作していましたが、高齢のため耕作困難になったので、借受人に相談があったそうです。現地も確認しました。借受人の圃場の近くにあり、周辺農地に悪影響を与えることはないものと思います。借受人は、認定農業者ではありませんが、経験豊富な地域の担い手の専業農家です。内容確認し新規ではありますが、問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 2 番。5 番 濱田誠委員。

5 番 番号2番について、借受人から確認してきました。借受人は、主に生姜を作っている専業農家です。認定農業者ではありませんが、この地域の担い手でもあります。内容も配分計画案のとおりで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第55号について質疑を許します。質疑はありませんか。
6番 下元誠一郎委員。

6番 出し手に中間管理機構から機構集積協力金がありますが、今もあるんでしょうか。それと、農業委員会へ来た場合、10年以上の利用権設定をする場合に農業委員会で個人個人がやるのではなくて、中間管理機構に預けた方が出し手にもお金が入るので良いのではないかと聞いてますか。

事務局 その交付金については、農業委員会を通じては伝えてないのですが、農林水産課が機構を通じた受付にあたりますので、そちらから説明があるかもしれません。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第55号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第55号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第11 議案第56号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について」説明いたします。議案書21ページ、添付資料は84ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。
今月は窪川地域の1件です。

番号1 下呉地字権田192番1、地目、田、面積、238㎡につきまして、登記目的所有権移転、法務局受付日、令和4年1月5日、登記原因、平成元年5月2日、時効取得、とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につきましては、権利者の母の代から譲り受けており、現在まで管理しています。現地は添付資料85ページの写真のとおりで、現在は権利者が畑と一部倉庫を立てており一帯を管理しています。登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。

審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第56号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。

事務局 欠席の担当委員に代わりまして、事務局より補足説明を行いたいと思います。
今回権利者から話を伺いました。権利者と義務者の関係は、いとお同士であります。土地については、権利者の母親の代から譲り受けており、今回ちゃんと整理して登記をする話になり、時効取得での取得になりました。
現況は、畑と一部倉庫が立っており、一体を権利者が管理しております。問題ないと判断しております。 以上です

議長 議案第56号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

よって、議案第56号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第56号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第12 その他の件について議題とします。
委員から何かありませんか。

議長

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長

それでは、これをもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会2月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時20分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 9 番

署名委員 11 番
